

第141回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和8年7月21日（火）10:01～11:54

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、長谷川 秀司、松村 圭一

【臨時委員】

荒木 由布子、成田 礼子、宮川 幸三

【専門委員】

滝澤 美帆

【審議協力者】

東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：山形課長ほか

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、中野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：越審査官、小森調査官ほか

4 議 題 科学技術研究調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第141回サービス統計・企業統計部会を開催します。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、私と松村委員、成田臨時委員は対面で、それ以外の皆さんはウェブで御参加いただいております。また、本日も、調査実施者である総務省統計局のほか、審議協力者として、東京都、大阪府に御出席いただいております。

なお、長谷川委員につきましては、この後、別の御予定があり、11時頃に途中退席されるとの御連絡を受けております。

前回、7月1日の部会に引き続いて、科学技術研究調査の変更につきまして、2回目の審議を行います。本日の部会では、まず前回の部会で出された御意見や御質問に対し、調査実施者から資料の形で回答を頂きましたので、それにつきまして審議したいと思います。その後、審査メモの残りの論点について審議し、最後に答申案の取りまとめの方向性について、御審議いただければと考えております。

なお、本日の審議は12時までを予定しておりますが、進行によっては若干の前後は御容赦いただければと思います。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが、効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

以上、よろしくお願いします。

それでは、前回の部会で示された意見等について、資料を提出いただいております。まず、審査メモ1（1）①の特定目的別研究費・特定技術別研究費の見直しに関して、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 調査実施者の統計局です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料3の調査実施者説明資料ですが、前回お示しした資料を差し替える形で、前回頂いた御指摘について、今回加えた部分は赤字で加えていますので、順に御説明したいと思います。

まず、資料の2ページになりますけれども、下半分に回答をお付けしています。これは、国家戦略技術のお話をする中で、前回の回答の3つ目の丸で、5年前の第6期科学技術・イノベーション基本計画の際の対応について御説明したのですが、そのときには、戦略的な技術分野に当たる4分野のうちの3つ、「AI」、「バイオテクノロジー」、「量子技術」については加えたのですが、「マテリアル」は既存のもので把握可能と整理したというお話をしたときに、荒木臨時委員から、「マテリアル」は、昨今ビッグネームといいますか、いろいろな分野で出てきているので、表記してはどうかという提案を頂いたということです。

回答ですが、1つ目の丸に書いていますが、少しおさらいも兼ねてですが、今回「特定技術別研究費」ということで加えたものは、関係府省の要望を踏まえて、第7期の一番新しい科学技術・イノベーション基本計画において「国家戦略技術領域」と指定された分野について、拡充を図ることとしたものです。この点、「マテリアル」に関しては、今回の新しい基本計画においては国家戦略技術領域とされておりませんし、かつ、関係府省からマテリアルに関する調査項目の新設・変更の要望は承っていない状況にあります。そうした中で、「マテリアル」に関しては、これも繰り返しになりますけれども、前回の5年前の見直しのときに、長期の時系列データを利用したいという関係府省の要望を踏まえて、既存の項目で把握すると整理したものですので、今般、「物質・材料」の項目の中に「マテリアル」と入れることは、時系列のデータの利活用に影響を与えるのではないかと考えています。ですので、御提案いただいたところ、大変恐縮ではありますが、「物質・材料」のところはこのまま継続させていただきたいと思っております。これが1つ目の回答です。

続いて、4ページ、同じく国家戦略技術領域に関して御議論いただく中で、ページが戻りますけれども、3ページに調査票の記入上の注意ということで御説明している中で御質問いただいた2件についてお答えをしたいと思います。ページは4ページになります。

まず1つ目です。長谷川委員から、AIに関して、昨今、生成AIやフィジカルAIといったものが大きな潮流になっている中で、それがワーディングとして入っていないのは

分かりづらい可能性はないかという御示唆がございました。

この点は、1つ目の丸に書いていますけれども、我々の記入上の注意において、例えば次のように、前回説明したときには、単に「人工知能」と書いてあったのですけれども、ここに例示として「生成A IやフィジカルA I」を列挙して、「A I（生成A IやフィジカルA Iなどの人工知能）」とすることで、分かりやすくすることを検討したいと思います。

それから2つ目の丸です。これは、前回、松村委員から、「幅広い」というワードが入っているか、入っていないかの違いについて御質問いただいたところです。この点について、いろいろ過去も調べました。まず、各研究分野の説明ですけれども、個別に関係府省と整理させていただいた上で、私どもの有識者を交えた研究会において議論いただいています。例えば、A Iについては、今は、3ページにお示しした5行ぐらいの説明ですけれども、実は研究会ではもっと詳しく書くべきといった議論もあったのですが、A Iに関しては、今あらゆる分野と結びつきがあり、研究内容を具体的に網羅的に例示するのはなかなか難しいということで、幾つか例示した上で「幅広い」とまとめた経緯があります。

一方で、量子技術分野に関しては、当初案ではもっと細かい、それこそ1ページにわたるぐらいの細かい例示列挙も検討はしましたけれども、そうすると研究の中身はどんどん変わっていきますので、ある程度の期間、同じ説明で同じ調査が継続できるという観点から、詳細な例示をし過ぎると、これはまたよろしくないということで、詳細な例示を控えて、今ぐらいの粒度にして「幅広い」とした経緯があります。

以上のような事情はあるのですけれども、先般、松村委員から御指摘いただいたように、報告者が迷いなく御回答いただくことが重要ですので、利活用で各府省が想定している概念範囲を基に、回答者からの問合せ状況も踏まえまして、随時見直しを図っていきたいと考えております。

以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いします。

最初に、荒木臨時委員から御質問があり、それに対して回答があったわけですが、荒木臨時委員、いかがでしょうか。

○荒木臨時委員 荒木です。大丈夫です。事前にも御説明いただいておりますので、納得いたしました。よろしくお願いいたします。

○菅部会長 どうもありがとうございました。

次に、A Iに関しまして御意見を頂きました長谷川委員、この回答について、いかがでしょうか。

○長谷川委員 長谷川です。どうもありがとうございます。今御説明がございましたけれども、例示のような形で追記する方向性で御検討いただけるということでありますので、私はその方向で結構です。

このA Iというのは、統計の分類といいますか、概念的にはなかなか説明しづらい最新の分野だと思いますが、山形経済統計課長からありましたけれども、重要な方向、動向ですので、より回答しやすくしていただければと思います。ありがとうございました。

○菅部会長 どうもありがとうございます。

次に、松村委員から「幅広い」という表現につきまして御意見を頂いたのですが、これにつきまして、松村委員、いかがでしょうか。

○松村委員 御説明ありがとうございます。「幅広い研究」という用語を使うこと自体は、私も否定しているわけではなくて、調査を実施する立場からすると、限定列举を全部しづらと思いますので、十分理解しております。

2点、質問ですけれども、逆にこの「幅広い」が入っていないバイオテクノロジーや半導体は、これで足りているという認識なのかが1点目です。

あと2点目として、今回赤字で書いていただいた文章の下から3行目の終わりから「報告者に迷いなく御回答いただくことが重要」だとして書いてあって、全くそのとおりで、そのスタンスは本当にありがたいと思っております。前回御質問したときに、例えば部品の部品を作っている事例を出して、その場合はどうなのかと伺ったときに、最終的にはそれはもう報告者で判断してくださいという御回答を頂いたと思います。ただ、報告する方からすると、自分たちで判断してくださいというのが一番困ると思います。いや、そちらが調査しているからこちらは答えているのだからというのが、報告している方からの考えになるでしょう。したがって、関係あると思われるなら全部書いてくださいとここに書くなり、もしくは問合せがあったときに、判断を丸投げするような対応は避けてほしいと思っています。

○菅部会長 これに対して、調査実施者はいかがでしょうか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 質問ありがとうございます。2点頂いて、1点目は「幅広い」と書いていないものもありますが、これで足りるのかということです。結論から言うと、足りるという認識をしていて、バイオテクノロジーや半導体は、例示という言い方もできますけれども、どちらかというところ何かしらの概念を説明している感じになっていて、それで足りているという関係府省からの理解を得ています。足りていますけれども、今後の政策利用ですとか、関係者、報告者からの問合せ等がもしございましたら、より利用しやすく、より報告者が書きやすくするためのアップデートは引き続き検討していきたいと思っております。

もう一つの御質問と御要望は、おっしゃるとおりと理解してしまして、私の前回の説明も少し至らなかったと思っておりますけれども、回答者の方には、これに該当すると思うものは是非書いてくださいということで、任せるということではなくて、そこの説明ぶりは十分注意をしていきたいと思っています。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

○松村委員 理解しました。よろしくお願いします。

○菅部会長 要するに、回答者側に判断させるのはかわいそうですので、的確に、こうしてくださいと言った方がいいのではないかという御意見だと思います。それは反映していただけたらと思います。

ほかに御意見等ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

続いて、審査メモ1（1）②の調査票甲（企業B）への調査事項の追加に関して、調査

実施者から御説明をお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 先ほど説明が漏れている部分があって、補足だけさせていただければと思います。資料3の6ページの一番下に赤字で書かせていただいたのですが、これは前回の御指摘ということではなくて、私どもの1回目の説明資料が少し誤っていたので修正したということなののですが、OECDのデータベースの名前が間違っていました。「MSTI」と書いていたのですが、これは別のデータベースだったので、そこを修正して赤字で書かせていただきました。

続いて前回の御質問への回答としましては、7ページです。企業Aと企業Bの回答率について、松村委員から御質問いただいているバックデータですが、2025年調査、前回の実績における企業Aの回答率は約9割で90.1%、企業Bは8割弱で78.0%となっています。今回は企業Bにも特定目的別研究費と特定技術別研究費を回答いただくことにしていますけれども、このことで回答率が急激に下がったりしないかどうかは、引き続き注視していきたいと思っています。

以上でございます。

○菅部会長 どうもありがとうございます。これにつきましては、松村委員から御指摘いただいたようですので、松村委員から御意見を頂けたらと思います。

○松村委員 御説明ありがとうございました。回答率が分かりましたので、今御説明があったように、今後の変化が重要だと思いますので、フォローを含めて、是非よろしく願います。ありがとうございました。

○菅部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もう1点ございます。審査メモ1(1)③の製品・サービス分野別研究費の削除に關しまして、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の10ページになります。2点です。前半が、松村委員から御質問いただいたところで、バックデータですが、2025年調査において、内部で研究を実施している企業（企業A）のうち、この項目の回答が得られなかった企業は約8%になっています。

なお、回答企業のうち、大半は、8割程度は1分野のみ書いているので、これは実態がそうなのか、書きにくくて1分野を例に挙げているのか、判断がつかねますけれども、バックデータとしては8割が1分野のみの計上となっております。

2つ目の丸ですが、この項目に係る疑義照会を行った客体の件数は254件で、疑義照会全体の15%を占めています。これは、ここに書いていない客体もさることながら、書いていても全体の合計が一致しないとか、エラーがあるということで疑義照会したものの両方を含んでいる数字になります。

以上、バックデータの御紹介でした。

また、後半ですが、部会長から御指摘いただいたのは、大変難しい課題だと思っています。1つ目の丸で、過去の調査結果については、まさに今分析を進めているのですが、相対的に利活用が少なくなっている理由としては、例えば、以下のことが考え

られるのではないかと考えています。

1つ目ですけれども、これはフラスカティ・マニュアルの記載のとおりで、企業の回答負担が重いことや、基礎研究や応用研究のときが典型的ですが、回答者が研究を行っている時点では将来何に使われるのかよく分かっていない可能性があるので、この項目の統計精度にはおのずと制約があるのではないかと考えられることです。

2つ目としては、この項目の粒度では、これも繰り返しになるかもしれませんが、30項目ぐらいの区分で行っていますので、OECDの区分でindustry orientation別研究費は100区分ぐらいあり、その提供要請には対応できておらず、OECDのデータベースに載っていないので、そこを通じて国内外の利活用ができないということです。

3つ目としては、この区分は、平成14年調査において少しだけ見直しをしたのですが、大半は昭和45年以降変わっていないので、近年、企業において研究されている製品・サービス分野の実態を捉える上では、区分の方法が陳腐化している可能性があるのではないかとということです。

いずれにしても、今後、報告者負担も踏まえた利活用ニーズの対応の在り方について、宿題にさせていただいております諸外国の対応状況の Recherche も含めまして、中長期的に研究していきたいと思っています。

以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。

まず、当該調査事項の記入率等につきまして、松村委員から御指摘を頂いております。松村委員、これにつきまして、いかがでしょうか。

○松村委員 御回答いただいた内容については、特段の意見はないのですが、個人的な感想として、報告者は書く努力はしているけれども、書いている内容の精度に関しては精査が必要かと感じました。興味深いデータだったなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございます。

次に、過去データの利活用、これは私も指摘した点ですけれども、これにつきまして、宮川臨時委員、いかがでしょうか。コメント等ございますでしょうか。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。これについてといいますか、この前の松村委員への回答のところで伺いたかったのが、私が聞き漏らしたのかもしれないのですが、回答を得られなかった企業8%は、これはほかの項目に比べてかなり高いものなのか、あるいは、同じぐらいなのかが1点です。

それから、次のところにある「大半（8割弱）は1分野のみの計上となっている」について、先ほど、本来は2分野以上なのに、書きにくいから1分野にしているのではないかといったお話がありましたが、それは例えば、明らかにこの企業は2分野、3分野やっているはずなのに1分野しか書いていないといった話が多かったという実感に基づいておっしゃっているのかをお伺いしたいです。というのも、今回、これについてはこの検討結果で全く異論はないのですけれども、最後の方に書いていただいていたように、使えないデータではないといいますか、きちんと書ければ、いろいろなところに、それこそGDP統

計も含めて活用可能なデータのような気がします。今後、例えば製品・サービスの区分方法を改善するようなことをやるとしても、結局、どうせ書けないとか、あるいは全くデータの精度が低いということだったら、それも難しいかもしれないですけども、逆に今の段階でそこそこはいいデータであれば、今後もう少し検討する価値もあるのかなと思ったものです。

その最初の2点、回答を得られなかった企業の割合が高いのか低いのかと、1分野のみが大半ということについて、もし何かデータあるいはお考え等あれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○菅部会長 宮川臨時委員、どうも音声途切れ途切れになっておりまして、あまりよく聞こえていないのですが、一つは、要するに8%は、ほかの項目と比べて低いのか高いのか、多分そのような質問だと思うのです。

もう一つは、8割が1分野のみと言っていて、これは本来複数の分野にまたがって回答すべきであったのに、1分野しか答えていないのではないかという話だったけれども、それは例えばこの企業は確実に2分野やっているのにもかかわらず、1分野しか答えていない事例はあるのかと、そのようなことでしょうか。

○宮川臨時委員 そのとおりです。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局です。ほかの委員の声はほぼ途切れずに聞こえてはいるのですが、宮川臨時委員の声が、意味が若干取りにくい感じに聞こえております。

○宮川臨時委員 先ほど菅部会長がおっしゃってくれた質問内容については、そのとおりです。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 ありがとうございます。まず、菅部会長から確認いただいた質問内容について御回答いただくということで、大丈夫でしょうか。よろしくお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 1つ目は、他の報告に比べて多いのかどうかということですよ。この評価がなかなか難しく、多いとか少ないとか言い難いのが正直なところですよ。

それから、8割が、本当は複数やっているのに1分野しか書いていない企業があるのかということですが、実はそのような個別事例を私どもはつかんでいるわけではないので、これをもって実態なのか、本当は複数にまたがっているのに、面倒くさいから1分野しか書いていないのか、そこの峻別がなかなかできないのが正直なところですよ。本当はもう少し分析が必要なかもしれませんが、現状はそこまでできていないということです。

○菅部会長 宮川臨時委員、8%が高いか低いかはよく分からない、一つしか回答していないところが、本当は複数やっているのに一つなのか、それとも一つしかやっていないから当然一つなのか識別はできていないということですが、いかがでしょうか。

○宮川臨時委員 私がなぜそのようなことを伺ったかという話は、もしかしたら聞こえていなかったのかもしれないので、もう一度申し上げますと、結局幾ら、例えば分類を変更しても、どうせ書けないと、記入者にとっては非常に記入が難しい内容なのか、あるいは

記入が難しいわけではない、ほかの項目とそれほど変わらない内容なのかが、今後どうするかに関わっているのが重要かと思った次第です。ですが、今の御回答だと、結局ほかの部門と比べて精度が高いのか低いのか、回答しやすいのかしにくいのか、分からないという感じなのでしょうか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 宮川臨時委員、ありがとうございました。御質問の趣旨も理解はしたのですが、現状の分析ではなかなかそこまでできていないところ です。

○宮川臨時委員 すみません。そちらの音声もまた途切れてしまっています。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局です。宮川臨時委員の今の御質問ですが、内容はこちらにほぼ聞こえておりまして、御質問に対して調査実施者から、御質問の内容は理解しましたが、それについては今の段階ではよく分からないという回答がありました。聞こえておりますでしょうか。

○宮川臨時委員 今のはよく聞こえました。回答も承知いたしました。そこは今後の、特に菅部会長が書いてくださる御指摘でいうと、今後何か中長期的に研究するときに、そもそもそのようなことをして意味があるのかどうかは、もともと全く書けないということであれば意味がなくなってしまうので、その辺りも含めて確認していただければと思いました。ありがとうございます。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 ありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございました。一言で言うと、これまでのデータに意味があるのかないのかということになりますよね。そもそも本来複数やっているのに1と書いていたとしたら、これまでのこのデータはあまり意味がなかったことになりますが、実際にはそうではなくて、ある程度頑張って書けていたのであれば、このデータの価値はそれなりにあることになるので、今後、このようなニーズの在り方とか、評価が分かるように検討をしていただければと思います。つまり、これまで収集してきたデータが、価値があるという言い方は変ですけれども、本来複数のものを狙っていたけれども、1個しか取れていないということは、あまり意味がなかったのではないかという評価なのか、あるいは、そのようなことはないか考えるのかだと思います。

今はどちらかというと、1個しか取れていないからあまり意味がなかったという評価になっているのだろ うと思いますけれども、その辺り、今後中長期的に検討していただいて、データの意味付けを検討していただけたらと思います。

どうもありがとうございました。

それでは次に、資料2の審査メモの残りの論点について、審議に入りたいと思います。審査メモ6ページにあります（3）調査方法の変更の①、経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめについて、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局です。それでは、資料2、審査メモ6ページの中ほどにあります（3）調査方法の変更を御覧ください。まず、①経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめについて御説明いたします。

本調査では、令和4年調査から、調査票甲を対象に「資本金」、「事業の種類」及び「総売上高」の3種類について、経済構造実態調査からのデータ移送を実施しております。

3項目については、具体的に6ページの下にある図1に現行の調査票を抜粋したものがありますが、緑枠で囲っている3つの項目がデータ移送対象の3項目です。本調査及び経済構造実態調査の両方の調査において調査対象となる企業は、データ移送対象企業となり、本調査においてはこの3項目の回答は不要である旨が調査票記入上の注意に明記されているところです。なお、調査票甲の対象企業約1万3,000のうち、データ移送対象企業は約7,000となっております。今回、このデータ移送を取りやめることを計画しております。

取りやめの理由ですが、7ページの（イ）になりますが、データ移送対象企業において、基本的には経済構造実態調査からのデータ移送を受けてから、必要に応じて本調査の疑義照会を行う流れになりますため、データ移送に遅れが生じた場合、これを待つ必要が生じ、結果として報告者に対し速やかな疑義照会が行えない事例が発生しています。この結果、

（ウ）に移りますが、報告者の立場からすると、調査票提出から相当の日数が経過してから疑義照会されることとなり、回答内容を覚えていない、他の統計調査のことと誤解するといった報告者も見られるなど、報告者に一定の負担をかけている状況となっていることから、当該状況を踏まえ、データ移送を取りやめるとのことです。

本申請では、単にデータ移送を取りやめるものではなく、その代替として、（エ）のi）に記載のとおり、3項目のうち、「資本金」及び「事業の種類」の2項目については、プレプリントを実施するとともに、ii）に記載のとおり、今までデータ移送の対象でなかった調査票乙についても、「主な事業及び研究の内容」のプレプリントを実施することを計画しているとのことです。

続いて、（オ）において、本件の背景事情について補足しておりますが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」においては、報告者負担の観点から、行政記録情報等については積極的に活用することが求められているところ、本調査や経済構造実態調査、経済産業省企業活動基本調査などの企業統計調査では、同じ調査事項を調査することにより報告者に負担をかけていることから、これまで重複是正の取組の一つとして、調査間でのデータ移送に取り組んできたところです。また、本調査のデータ移送については、令和3年5月に統計委員会に諮問され、同年7月の答申において公的統計基本計画で示された方向性を踏まえたものであり、両調査の重複是正及び報告者負担の軽減の観点から適当とされたものです。

これに関して、次の（カ）のところですが、経済産業省企業活動基本調査については、i）移送項目が少ないこと、ii）疑義照会が速やかに行えないこととの理由から、令和8年調査から一部のデータ移送を取りやめることについて、昨年度、本部会において御議論いただいております。その議論を踏まえ、統計委員会において、「将来的には、各統計調査によって共通する調査事項についてワンストップで回答可能とすることが望ましい」としつつ、8ページに移りますが、「報告者の負担軽減や調査実施者の事務負担を考慮すると、現時点で、データ移送を中止することについては、やむを得ない」と御判断いただいたところです。

この結果、経済産業省企業活動基本調査においては、図2に記載のとおり、青色の四角で記載している科学技術研究調査及び経済構造実態調査から経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送を取りやめる一方、オレンジ色の四角で記載している法人企業統計調査から経済産業省企業活動基本調査へのデータ移送は引き続き実施することとなっております。

最後に（キ）の「また」以降のところ、現在の政府の動きについて記載しておりますが、現在、デジタル庁を中心として、行政データなど各種データの利活用を推進するための取組が進められており、また公的統計の作成においても行政データなど各種データの利活用は大変重要であると考えられていることから、このような動きを踏まえる必要があるものと考えております。昨年の経済産業省企業活動基本調査の際の御判断は、御判断として尊重すべきものですが、今回については今回で、また公的統計作成への行政データの活用について、去年と比較するとより一層求められているという事情変更もありますため、本調査の具体的な状況をしっかり確認した上で、改めて判断する必要があるものと考えております。

このため、論点をaからgまで少し多めに挙げさせていただいております。論点aとしまして、本調査と経済構造実態調査の全体スケジュールがどのようになっているか。論点bとして、疑義照会の発生状況と、このうち相当の日数が経過して疑義照会を行っている企業はどの程度発生しているか。論点cとして、データ移送の遅れによる報告者負担の状況や報告者の反応。論点dとして、データ移送を継続したまま、疑義照会の早期化等、報告者負担の軽減を図る余地はないか。論点eとして、データ移送を取りやめてプレプリントをした場合における、①プレプリント事項、9ページに移りまして、②報告者負担の内容、③プレプリント以外に報告者負担を軽減する予定はあるか、④ほかの調査との重複回答が発生することについて、どのように評価するか、⑤プレプリント事項について、直前に変更が生じた場合、報告者にどのような負担が生じるか。論点fとして、データ移送の取りやめによって疑義照会の遅れが解消されるという報告者負担の軽減と、新たに回答が必要な事項が生じて報告者負担が増加するという両面があるが、両者を比較して総合的に報告者負担を軽減しているのかという点。論点gとして、事業所母集団データベースを活用するなどにより、データ移送を受ける以外の方法で報告者負担を課さずに必要なデータを得られないかといった点について確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ただ今事務局から御説明がありましたとおり、行政データ等の活用については非常に重要なテーマだと思います。昨年の経済産業省企業活動基本調査における御判断はもちろん尊重すべきものですが、本調査の具体的な状況を丁寧に整理した上で改めて判断することが重要であると私も考えております。

それでは、各論点につきまして調査実施者からの御回答をお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の15ページからになりますが、論点が多岐にわたりますので、少し時間をいただくかもしれませんが、順に御説明いたします。

まず15ページには、論点aからcをまとめて記載していますけれども、まず1つ目の

丸は、スケジュールや疑義照会の遅れについてです。審査・集計は、調査票を受け付けて、データを入力して、移送対象はデータを移送して、内容を見て、必要ならば疑義照会、それで結果集計となるのですけれども、後ほど御覧いただければと思いますが、図2で全体のスケジュール、そして経済構造実態調査のスケジュールとの関係をお示ししております。

データ移送や内容審査・疑義照会は、必要なデータが届いたら順次取りかかっているのですけれども、疑義照会がどのくらい発生するかという御質問がありましたので、一応ここに書いていますけれども、疑義照会は、回答企業の約2割程度は発生すると、去年の実績ではそのようになっております。個々の疑義照会に至るタイミングは、実はケース・バイ・ケースでして、企業に確認する内容、その時点でどのくらい審査が逼迫しているか、あるいは集計開始までスケジュールがどのくらい残されているかに依存しますので、いつ疑義照会に行けるかはなかなか一概には言えないところなのですけれども、期限までに早期に提出いただいた企業に関しては、おおむね1か月以内には疑義照会をしている状況です。

ここでフロー図を見ていただければと思いますが、次の16ページにあります。上半分が経済構造実態調査です。回答期限は2027年からは7月中旬になりますけれども、今は6月末で、その後は督促のフェーズになります。ここでまだ出していっていない企業に対しては、督促をして出してもらうことになりますけれども、一番右の備考欄に書いてあるとおり、約27万企業が対象になっていますので、非常に数が多いのです。

先日の部会でちょうど経済構造実態調査について御審議いただいたのですけれども、そのときにお示したバックデータですと、期限までの回収率は56.1%で、それで単純に計算しますと、まだ7月以降の督促フェーズには約9万企業が残っていて、一気に出していただけるわけではないので、督促をかけて、相当な時間をかけて何とか回収して、実際に公表に至るのが、一番右端に書いていますが、一次集計は翌年3月、すなわち3月に第一報を出す。このようなスケジュールで経済構造実態調査は走っている。これが前提です。

この下半分に行っていただきまして、科学技術研究調査ですが、同じようなタイミングで7月から督促フェーズに入るわけですが、科学技術研究調査の場合は、公表が年末を予定していますので、10月中旬には「集計」という矢印に変わっていますが、そこからもう集計に入らなければいけないので、上の経済構造実態調査からのデータ移送のデッドラインは大体9月です。このオレンジの矢印が9月までしか伸びていないのですが、9月がデータ移送のデッドラインです。ですので、大前提として、経済構造実態調査がこれだけ時間をかけているということ、科学技術研究調査は年内に公表するということで、データ移送のタイミングが9月末までに限られて、デッドラインがそこになってしまう。そもそも全体構造はこうなっているということを御理解いただければと思います。

次のページに行きまして、データ移送は、対象企業が大体7,000企業あるのですけれども、科学技術研究調査の調査票を実際に受け取って経済構造実態調査からデータ移送をするタイミングは、約7,000のうちの半数については1か月ぐらいのタイムラグが今生じています。2割については3か月以上遅れてしまっています。半数は1か月で、2割が3か月と言いましたけれども、これらには、さきほど9月末がデッドラインと言いましたけれども、データ移送がこれに間に合っていないものが1割ぐらいあり、これを含んだ数字に

なっています。

続いて、移送で遅れた件数というお尋ねもありますので、御説明申し上げますと、移送で疑義照会がどれくらい遅れているかをお示しするのもなかなか難しいのですが、いろいろ調べたところ、ケース・バイ・ケースですが、例えば、売上に全く関係ない研究者の人数といったものを確認する場合は別に移送を待たなくても構いません。あるいは集計開始までに本当に時間がないときは、移送がなくても確認しなければいけないことがあるので、そのような場合は移送を待たずに疑義照会をします。ですので、移送のためにどれだけ遅れたということを定量的にお示しするのはなかなか難しいのですが、ここで図を用意しています。科学技術研究調査に期限内に早期に提出いただいた企業に対して、疑義照会にどのくらい時間がかかるのかという所要日数をグラフでお示したのですが、そうすると移送のために疑義照会が遅れている状況がうかがえます。

ここで図3がどのような図かという御説明をいたしますと、この一個一個の点が各企業です。横軸が、科学技術研究調査を提出してもらってから実際に経済構造実態調査のデータが届くまでの日数です。20日、40日とありますのは、科学技術研究調査を提出して20日後にデータが来る、40日後にデータが来るということです。非常に遅れているものは、大体九十何日後、3か月後ぐらいに経済構造実態調査からデータが来ているという、このようなプロットがあるということです。それによってどのくらい疑義照会が遅れたかを見たいのですが、この縦軸は、科学技術研究調査を提出してもらってから、疑義照会をするまでの日数です。

おおむね20日までのところにプロットがあると思うので、先ほど1か月以内と申し上げましたが、6月末の回答期限までに出していただいたものを見ると、大体20日から30日以内には疑義照会へ行っているのですが、この45度線に乗っているものが幾つかあるように、データ移送が遅れている、40日とか60日かかっている企業を待って、データ移送を待って科学技術研究調査の対象に疑義照会をしているものが何件かあるので、例えば60日、2か月後に経済構造実態調査のデータが届いたものを、回答をもらっているのに、その2か月後に科学技術研究調査の対象者に疑義照会をしている。

そのようなプロットが、45度線に乗っているもので、これは経済構造実態調査からのデータ移送を待って疑義照会をしているので、恐らくはデータ移送のために疑義照会が遅れた企業ではないかということで、赤の枠を囲っている。このような図です。

一方、上の丸の※印に戻りまして、少し小さい字で書いていますが、実は移送対象の約2割が、本当は移送対象なので書かなくて良いのですが、科学技術研究調査にも書いてくださっている企業で、総売上高の回答件数では2割ぐらい書いてくださっています。これは非常にありがたくて、これで経済構造実態調査を待って疑義照会をする必要もないですし、届かなくて補完するという措置もしなくていいという意味で、このような企業には、救われている面がございます。

2つ目の※印ですが、これは御案内かもしれませんが、企業調査支援事業の対象企業に対しては、同時一体的に経済構造実態調査や科学技術研究調査を実施していますので、電子調査票も今統合して効率的に行っています。すると、実はこの副作用が少し出て

いて、要するに経済構造実態調査の回答が埋まるまで科学技術研究調査の提出を待っているような企業もあるので、その場合は、経済構造実態調査がまだ埋まっていなくても、科学技術研究調査を先に出してほしいと依頼をするという工夫もしています。

次の丸は、論点 c の報告者の負担や反応についての回答になりますけれども、このように速やかに疑義照会を行えなかった企業からは、回答欄を忘れてしまったので、再確認するためにまた少し負担が生じたという反応もありますし、経済構造実態調査の対象企業は上位 8 割で、毎年毎年上位 8 割のボーダーラインにいる企業は変わってきますので、そうすると、去年は書かなくてよかったのに、今年は書くのかといった反応があったりして、そのような問合せも生じています。

「加えて」のところになりますけれども、データ移送対象のうち 1 割強が集計に間に合っていないと先ほど申し上げましたが、すると集計に間に合わないので、データを補完しなければいけないことになります。補完は、※印で書いていますけれども、我々職員が実際にその企業のサイトやEDINETを見る、あるいはその前年の経済構造実態調査の結果を据え置くなど、いろいろなやり方があるのですけれども、データ補完をすることになっていまして、そのことに伴う審査・集計事務の負担、そして結果精度への影響も無視できない状況にあります。

次に、18ページに行きまして、論点 d です。このデータ移送を継続しつつも、もっと早くできないかということですが、今実は最速で行っていまして、疑義の内容については、移送項目に関係ないところを確認する場合はデータ移送を待たずに行っていますし、本来、正確なデータ移送をするためには、経済産業省企業活動基本調査と同じように確定値を持っていく方が望ましいのですが、それだと間に合わないのです。つまり、経済構造実態調査の確定値は、来年の 3 月以降になりますので、それからデータ移送をするのではもう公表が終わっていますので、科学技術研究調査の公表に間に合うように確定前のデータをもらい、可能な限り早期対応を行っています。

かつ、経済構造実態調査の実査においては、なるべく科学技術研究調査の方を先に出してくれるように、督促の際に優先して行うよう、運用上の工夫も講じてはおりますけれども、このような状態になっておりまして、なかなか今のスキームでこれ以上早期化するのは難しい状況にあるというのは、御理解賜ればと思います。

次の19ページに行きまして、論点 e です。e は、①から⑤ですけれども、まず、データ移送を取りやめた場合、何がプレプリントされるのか。今は、名称・所在地、法人番号をプレプリントしていますけれども、加えて「資本金」、「事業の種類」をプレプリントさせていただきたいと思います。

次に、②でデータ移送を取りやめるとどのような負担が生じるのかですけれども、2 目の丸です。データ移送をやめることで、「総売上高」と「資本金」と「事業の種類」は、この科学技術研究調査でお答えいただく項目になるのですけれども、うち「資本金」や「事業の種類」に関しては、なるべく負担する観点からプレプリント事項として、それを確認いただく負担は生じるのですけれども、変更があるときだけ書き換えていただくという、具体の作業が発生することになります。

③として、ほかの負担軽減の予定ですけれども、今回、データ移送の対象企業には、今申し上げたとおり、「資本金」と「事業の種類」はプレプリントするのですが、データ移送とは関係ない企業も含めてプレプリントの範囲を拡大することで、報告者全体としては、負担軽減をより一層図ることとしております。

また、これも先ほど御議論いただいたところですが、負担の大きい「製品・サービス分野別研究費」の廃止をしたり、あるいは、後ほどまた議論がありますけれども、企業調査支援事業の対象企業に対する回答期限を延長したりすることで、いろいろな観点から報告者負担の軽減という工夫をしていくということです。

4つ目として、他の調査との重複回答の問題をどのように評価するかということで、是非この場で評価を頂きたいと思っているのですけれども、ほかの調査との重複回答で報告者の御負担をおかけするのは私どもも課題と認識しておりますが、今知恵を絞って考え得る限りの工夫を講じたとしても移送に伴う疑義照会の遅延をなくすことは難しいということです。そのため、かえって御迷惑をおかけする企業を減らして、また一部補完になってしまう企業もありますので、より正確な統計の作成のためにも、可能な限りの負担軽減を図った上で必要最小限の追加の負担をお願いすることにしておりますので、調査実施者としては報告者の理解を得られるよう、丁寧に説明することとしたいと思います。

最後に⑤は、プレプリント事項の事実関係のお尋ねだと思いますけれども、「なお」以降に書いていますけれども、「資本金」をはじめプレプリント事項に変更があった場合には、この調査に限った話ではなく、経済センサス-活動調査なり、経済構造実態調査なり、経済産業省企業活動基本調査なり、全部同じですけれども、御確認いただいて、もし変わっていただければ直していただくという負担はどうしても生じてしまうということです。

最後に論点 f と g があって、20ページで f への回答です。f は、疑義照会の遅延がなくなって報告者の方の負担が軽くなるという効果と、データ移送を取りやめることで負担が増えることを総合的に見て負担は減るのか、それを定量的に比較するのはなかなか難しく、総合的に見た負担の変化の状況を論じることは難しいので、是非この場で忌憚なき御意見を頂ければと思っています。

ちなみに、経済産業省企業活動基本調査の見直しと比較いたしますと、移送を取りやめる項目数は限定的に少なく絞っているということと、うち2項目については代替措置（プレプリント）を講じること。あと、ゼロから回答を求めるのは「総売上高」の1項目だけです。また、「総売上高」は、私どもが言うとお叱りを受けるかもしれませんが、一般的に決算資料から特別な加工することなく転記可能ということなので、相対的に負担の増加は小さいのではないかと、考える限りの工夫は講じていると考えています。

ちなみに、※印、経済産業省企業活動基本調査の見直しでは、経済構造実態調査から「資本金又は出資金」の移送を取りやめるときに、移送項目が少ないため、それぞれの調査で個別に把握するとしても報告者の負担はほとんど変わらないと説明されておまして、私どももこれも参考にして、今回、このような見直しの企画をさせていただいたものです。

2つ目の丸ですけれども、今回、データ移送の取りやめに伴いまして、先ほど申し上げた「総売上高」の欠測値の補完をする必要がなくなりますので、それを解消することで結

果精度が向上しますし、あとデータ移送対象外の企業にプレプリントの拡大をすることも含めて、効果はあるのではないかと認識しております。

最後は論点 g で21ページです。事業所母集団データベースを有効活用できないのかというお尋ねです。今、事業所母集団データベースのデータについては、調査対象の選定や、プレプリント情報として活用しております。今、移送を行っている項目でこのデータベースを使おうとすると、経済構造実態調査の結果がデータベースに確報されるのは公表された後になりますので、実際には最後の4次集計が出た後になりますので、間に合わないことになります。今の集計スケジュールを維持したまま、データ移送ではなくデータベースを使おうと思っても、1年以上古い前年のデータを使うことになれば、ほとんど意味がないので、現実的でないと考えております。

少し長くなりましたが、回答は以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見を頂きたいのですけれども、いかがでしょうか。どなたかありますでしょうか。

それでは、成田臨時委員、よろしくお願いいたします。

○成田臨時委員 成田です。論点 e への回答、説明資料の19ページの⑤の四角の中で、「例えば、基準日の直前に減資を行った企業の場合、両調査の調査票において減資前の資本金額がプレプリントされており、報告者である当該企業は、それぞれの調査票において同様の訂正を行う必要が生じることとなるのか」ということで、「基準日」という表現がありますが、会社法上は、最終の貸借対照表に係る資本金で大会社かどうかを決めることになっていて、例えば3月決算ですと、10月ぐらいに増資とかをしても、3月の貸借対照表が固まるのが5月ぐらいになって、総会が6月で、そこまで大会社になるかどうかは確定しないのですが、ここの基準日は具体的に何月何日になりますか。

○菅部会長 御回答をお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 この調査の基準日として調査計画に書いてあるのは、6月1日になります。

○成田臨時委員 そうすると、例えば、10月に増資した会社が、6月1日だと、まだ会社法上は大会社になっていないと。減資でもいいのですけれども。その場合に、報告者はどのように回答すべきだと考えていらっしゃるでしょうか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 6月1日時点の資本金を書いていただくということになるのですけれども、それで何かぶれがあるという御指摘でしょうか。

○成田臨時委員 会社法上だと、それはまだ確定していないので、減資前や増資前の資本金になるのですよね。ただ、登記上は減資や増資は登記されているので、確かに資本金が幾らかとなると、減資後や増資後になってしまうと。ただ、会社法上はそうではないのです。判断するのは、最終の貸借対照表で判断するので。ですので、基準日をどうすべきかがあるのですけれども、もし基準日を主体にすると、もしかしたら上場会社とか一般企業の方が悩まれるのではないかなと思っています。それをどう工夫するかは私も分からないのですけれども、何かコメントでどうすべきかを書いた方がよろしいかなと思っています。

以上です。

○菅部会長 これは経済センサスも同じですね。全部の統計に関わる話で、大変貴重なコメントだと思うのですが。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。そのような仕組みになっていること自体を認識もしていなかったので、非常に勉強になりました。このような場合はどうするか、そもそもどちらで書いていただくべきなのかというスタンスをまずきちんと明らかにした上で、迷いなく書いていただけるように、ガイダンスを工夫させていただく方向で検討したいと思います。

○菅部会長 よろしくをお願いします。今のコメントは、大変貴重なコメントだと思われます。ほかに御意見等ございますでしょうか。

松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございます。今回、3つのデータの移送を取りやめて、2つはプレプリントし、残る売上を書いてもらうということで、極端な負担増にはならないとは思いますが、考え方を含めて幾つか教えていただければと思います。

まず一つ目に、15ページのところで、今回、疑義照会は、回答企業の約2割程度で発生しているということですが、この割合は、多分移送3項目以外も含めた全部の疑義照会だと思います。そこで、なかなかデータの的には難しいと思うのですが、移送3項目に係る疑義照会がどの程度生じているのか、ざっくりお分かりですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。移送3項目というのは、経済構造実態調査のデータになりますので、そこに疑義があれば、経済構造実態調査の方で照会いただくことになります。なので、科学技術研究調査の方では、移送3項目と研究費の対応関係で、研究費に疑義があるのではないかという照会はしますけれども、売上そのものに関しては、経済構造実態調査の方で疑義照会をして、ある程度一定の審査を終わったものをもらっているということになります。

○松村委員 ありがとうございます。そうしますと、結局、後でも触れていますけれども、移送を待たずに疑義照会をしているということだと思うのです。そうすると、今回データ移送をやめる理由に、回答から疑義照会までの間がかなり長いので報告者が忘れてしまうことが挙がっていますが、別に移送とそこはもう関係ないのですから、移送を待たずにどんどん疑義照会をすればいいと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。実は移送と関係なく疑義照会もしていて、説明が不十分だったかもしれませんが、17ページのグラフを御覧いただくと、この一個一個が企業なのですが、科学技術研究調査を提出してもらってから疑義照会に至るまでの日数が、大体20日ぐらいのところでドットがたまっています。これは、経済構造実態調査から遅くても20日以内に移送している企業は底辺にたくさんあり、この人たちは別に移送を待たずにもう20日以内に疑義照会をしています。そのうち、売上などの情報がないと、疑義照会なのかどうなのかの判断に迷うところが斜め線であるわけで、それが一部あって、ここに御迷惑をかけるという議論をさせていただいているのですけれども、大半は20日以内の底辺のところで、要は研究者の人数は売上とかに全く関係なく疑義照会できますので、そこは、移送を待たずに疑義照会もなるべく

させていただいている状況です。

○松村委員 そうすると、ごく一部のそのような企業があるから今回移送を取りやめるとのことだと思うのですが、それは大体何社ぐらいになるのですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 これが何社とお示しするのはなかなか難しいのが正直なところですが、いずれにしても、グラフに点々と書いてあるのがほんの一部ですけれども、これは1個の点に複数の企業が載っているのです、これが10個あるから10社ということではなくて、もう少しあるのですが、結局、移送が遅れているから疑義照会が遅れている件数を量的にお示しするのは、いろいろなケースがあるので、なかなか難しいのが正直なところですが。ただ、全体の7,000企業のうち2割が疑義照会対象ですが、そのうち、全部が全部遅れているわけではなくて、その一部というのは、申し上げているとおりでございます。

○菅部会長 よろしく申し上げます。

○松村委員 そうすると、しばしば経済産業省企業活動基本調査での議論を、今回の変更理由に援用されていると思うのですが、経済産業省企業活動基本調査の議論のときもそうですし、今回もそうだと思うのですが、結局突き詰めると、疑義照会が遅れることのデメリットと移送を取りやめるメリットを天秤にかけたときに、どちらが大きいのか小さいのかということだと思うのです。

実は経済産業省企業活動基本調査のとき、この部会での議論の前に経済産業省で研究会があって、そこでの議論では、そもそも今議論している本統計からデータが移送されてくるのが11月とか12月になってからであると。そうすると、経済産業省企業活動基本調査も6月で回答を締め切っていますから、移送までに半年近くが経っています。しかも移送項目が研究費とか、固定資産の購入費とかなので、書いてもらった内訳項目と、移送項目との対比で疑義照会も多数発生すると。したがって、移送されてくるのがそもそも遅く、また回答してもらったデータと、移送されてきたデータとの兼ね合いで、すなわち向こうは経済産業省企業活動基本調査で内訳を書いてもらっていますから、そのトータルの数字が移送されてきた合計値と合わないとかでかなりの疑義照会が半年ぐらいたってから生じるということでした。

その疑義照会の件数が多くて、しかもかなり時間がたってから来るので、その移送にかかるデメリットと、だったら再度書いてもらった方がという手間との比較で、経済産業省企業活動基本調査のときは後者のメリットが大きいのではないかというお話だったと思います。今回、同じような構図で議論すると、必ずしも疑義照会のデメリットは経済産業省企業活動基本調査ほどではないのかなと直感的には感じています。しかし、ここでの説明は経済産業省企業活動基本調査での結論をそのまま援用されているように感じるのです、私は読んでいて、また説明を聞いていて、一緒には論じられないのかなと少し思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○菅部会長 御回答をお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 貴重な御意見をありがとうございます。この論点の中にある、移送のメリットと移送を取りやめるデメリットのてんびんということ

について、実は私どもは答えを持ち合わせていなくて、定量的な評価がなかなか難しいので、それは御説明したとおりなのですが、何件ぐらい発生しているから残りの7,000社に売上を1個書いてほしいということなのか、定量比較ができてない状況でこの申請をしている立場ですので、是非そこは幅広い観点で御議論いただければと思っております。

私どもは、どちらがいいかという定量的評価がなかなかできなくて、その1年前に全く同じケースの経済産業省企業活動基本調査で同じ議論をされていたことを拝見したので、それプラス負担軽減のための措置を上乗せで講じた上で、私どもとしては、メリットを上回るのではないかと考えたわけですが、そうではないという御議論は是非この場でいただければと思っています。

○菅部会長 いかがでしょうか。

○松村委員 ありがとうございます。冒頭申し上げたとおり、プレプリントとかもするので、これによって極端に負担が増えるとは考えていませんが、最初に質問したとおり、経済産業省企業活動基本調査は移送項目に絡んで、相当数の疑義照会が生じるとのことです。一方、今お話を聞いていると、移送3項目については、それ自体に係る疑義照会はあまり生じないように、定性的には感じたので、赤い丸で囲ってある通算のところは何社あるのですかというお話です。私は両者の程度は同一に論じられないのかなと思いました。

以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。要するに経済産業省企業活動基本調査とは性格が違う話ではないかという御指摘だと思います。

ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。

宮川臨時委員、よろしくお願いいたします。

○宮川臨時委員 宮川です。御説明ありがとうございました。今、松村委員がお話しされていた話との関連だとも思うのですが、メリット・デメリットの話で言うと、論点fへの回答で、ページ数でいうと20ページ目の一番下に「データ移送の取りやめに伴い」、これはメリットとして書かれているのだと思うのですが、「「総売上高」の欠測値の解消による結果精度の向上」と書いてあるのですが、これは具体的にはどのようなメリットを指されているのか教えていただければと思うのですが。

○菅部会長 それでは、御回答をよろしくお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 今、「総売上高」は経済構造実態調査からデータ移送でもらっていますので、その1割ぐらいは、経済構造実態調査からのデータ移送が科学技術研究調査の集計のスケジュールに間に合わないので、その企業は欠測値になります。1割ぐらいが欠測値になっており、その欠測値になっているのは、我々がデータ補完をして集計に回しますので、本来ならば科学技術研究調査で答えていただきたかったのですが、データがないので補完しています。当然、補完値と実際の報告値では、報告値の方が精度は高いので、そこで精度の問題が発生しているのではないかと考えまして、データ移送を取りやめて報告者に売上を回答いただくことで精度が上がるのではないかと、このような議論をさせていただいているということです。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。そうすると、1割ぐらいのものについて、経済

構造実態調査ではもちろん売上高を答えているけれども、それが間に合わないの、そちらでは今まで欠測値補完をしていたということですね。それは、欠測値補完をしているものよりは直接書いてもらったものの方が精度は高い分、結果としても精度が向上するでしょうということですね。分かりました。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 おっしゃるとおりです。

○宮川臨時委員 それは確かにメリットだと私も思うのですが、それも先ほどのお話でいうと、結局、経済産業省企業活動基本調査の場合は大量にそのようなものが発生しているのでメリットは大きかったという話ですけれども、一方で、今度は項目が多かったので、記入者負担という意味でのデメリットも結構大きかったとは思っています。

だから、そのような意味ではメリットもデメリットも大きい中で、でもメリットの方が大きかったという判断だと思うのですが、今回は、デメリットも結局売上高を書くことだけだとすると、そこまで大きくないのではないかと思います。小さいデメリットの一方でメリットはどうなのかという、先ほど松村委員がおっしゃっていた、数が少ないのではないかというお話だったと思うのですが、今の売上高を書いたことによって、欠測値補完ではなくて、そのままのきちんとした回答データを使えるというメリットも、そこまで数は多くないという感じですかね。1割というと、どのぐらいの数になるのですか。700件という感じですか。でも、1割だと結構大きいのですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 データ移送に、集計に間に合わなかったのが1割ということはつかんでいますので、1割が実測値に変わるということは確実にあります。そこはメリットと感じているところです。

○宮川臨時委員 それは、件数としては何件くらいですか。7,000のうちの1割と考えていいですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 そのとおりです。

○宮川臨時委員 だから、700以上は今までは欠測値補完だったものが、きちんと調査結果を使えるということですね。分かりました。そのようなことであれば、確かに記入者負担もあるのでしょうか、一方で、件数としてはそこまでというのがありますが、それでも今言っていたようなメリットはそれなりに大きいのかなというのが私の感覚ではあります。その辺りは、なかなか定量化して比較することは難しいと思いますが、今の話はよく分かりました。ありがとうございました。

○菅部会長 どうもありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。御意見、御質問等ありますでしょうか。

私は1件だけあるのですが、これはプレプリントで売上を書くわけですよね。売上がプレプリントされるのですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 売上はしないです。

○菅部会長 売上はしないのですね。では、資本金とかをするのですね。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 資本金等はします。

○菅部会長 売上は空欄になっているわけですね。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 そうです。

○菅部会長 分かりました。それが書かれていなかったら、何らかの形で欠測値補完する。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 疑義照会をします。

○菅部会長 疑義照会をするということですね。分かりました。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

ということで、多数の意見を頂いたと思います。経済産業省企業活動基本調査のときほどの大きなメリットはないのではないのかという御意見があるようですが、メリットがないわけではないという見方もできますので、方向性としては御了解いただけたと思います。そうですね。だから、説明の仕方なのですが、今、宮川臨時委員からも質問があった、何がメリットなのかを少し明確に示すことは必要なのかなと思います。つまり、経済産業省企業活動基本調査の場合はそのデメリットが非常に分かりやすかったわけですよね。今回の場合は、このようなメリットがあることがもう少しクリアであるといいのかなという感じはいたしました。

どうですかね。答申の案文に書く都合上、このようなメリットがあると書いた方がいいと思います。経済産業省企業活動基本調査の場合は、先ほど言った、半年も遅れる、しかも項目の問題もあったと。今回の場合、そこまでではないけれども、プレプリントを入れることによってこのような負担が減るところまで詰めた方がいいように思うので、それについて追加的に説明というか、事務局と協議して案文を練っていただけたらと思います。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局です。今、事務局からも論点を提示させていただいて、経済産業省企業活動基本調査のときに御判断いただいた話と、最近のデータ移送といいますか、報告者負担軽減のメリットとか、それから公的統計に関する重要な課題のような論点も提示させていただいて、その上で調査実施者の方からメリット・デメリットについての一通りの説明をしていただきました。一方で委員の方から、メリット・デメリットについて、決定的にこうだとはなかなか受け取りづらいところもあり、一方で宮川臨時委員のように、結果精度については理解しましたという御意見もありました。今、委員や菅部会長からもコメントがございましたけれども、そのようなことを踏まえた上で、メリット・デメリットを少し整理していただいて、調査実施者から、次回お示しいただく形はいかがでしょうか。

○菅部会長 そのような形でよろしいでしょうか。経済産業省企業活動基本調査のときとは違うのではないのかという点について、クリアに説明していただけたらと思います。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。もちろん、いろいろな御意見を頂いてありがたいのですが、メリット・デメリットは割と全て出し尽くしている気がしていて、それでも、定量的な評価がすごく難しい中で、このグラフもすごく頑張って作っていて、本当に疑義照会の事情は千差万別の中で何を見いだそうかというのを非常に頑張ってやっているもので、これ以上のメリット・デメリットをとというのは、もちろん御指示があれば整理はしますが、これ以上の新しいものはなかなか見いだしづらいというのが正直なところです。

ただ、一方で、松村委員がおっしゃったとおり、経済産業省企業活動基本調査とは少し性質が違くと受け止めたという御意見があって、私は非常に重く受け止めておりまして、

私どもは実は内心としては仕事をシンプルにしたいというのもございまして、経済構造実態調査からの移送に一手間がかかりますし、結局、経済構造実態調査からもらえなかったら我々が補完措置をするということで、実は我々の事務量もすごく増えている状況もあります。ただそれを理由として全面的に押し出すのははばかれることから、少し控え目には書いており、一義的には報告者の立場の御意見が一番重要だと思っています。我々はいろいろな工夫をしつつも、解決できないところもどうしてもあり、悩みに悩んでいるところであって、かつメリット・デメリットの相互比較も、難しいながらも、経済産業省企業活動基本調査の議論もそれなりに勉強させていただいて、少なくともプラスアルファのことはした上で今回申請しているのですけれども、一方で、マクロで見て、これは経済産業省企業活動基本調査と違うのだという御指摘を私は非常に重く受け止めましたので、次回、御指示ですので、何かメリット・デメリットの整理は試みてみますけれども、これでもかなり調べていますので、今お示しした以上のものはなかなか難しいというのは御容赦いただければと思います。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局ですけれども、今こちらからメリット・デメリットを改めてという話をさせていただきましたけれども、そのような形で改めて調査実施者から提示いただいて、また議論するという形だと、既に論点は結構テーブルの上に出ている状況もございしますので、私ども事務局と調査実施者で相談をして、まとめる方向性についても少し考えた上で、部会長にも御相談させていただきます。次回は、部会長も含めて御相談いただいた内容をお示しする方向で、今回の議論をまとめるという形でいかがでしょうか。

○菅部会長 松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 ありがとうございます。一部繰り返しになりますけれども、経済産業省企業活動基本調査のときは、データ移送を続けると、大量の疑義照会が半年遅れで来るため、報告者にもその対応負担が重いというのが認識されていたので、移送取り止めは仕方ないということが理解されたと思います。今回、先ほど部会長や宮川臨時委員がおっしゃられていたとおり、本統計でデータ移送を取りやめることで、もちろん報告者もあると思いますけれども、統計全体としてどのようなメリットがあるのかが示せたら非常にいいのではないのかと私は思っています。

例えば、宮川臨時委員が言われたとおり、売上の精度が上がるとか、今調査実施者の方からありましたように、補完とか、もろもろの手間がかかっていて、統計全体としての効率性が上がるとか。そのためには、売上のデータ移送を取りやめるのはやむを得ないのではないかと。これで結局どのようなメリットがあるのかを分かりやすくお示しいただければ、説明の仕方としてはいいのかなと。

私はこのメモを読んでいたときに、いろいろ書かれてはいるのですけれども、それはじっくり読んで、いろいろ説明されているので非常によく分かるのですけれども、例えば一般の報告者が理解するときに、当然この詳細まで読んで変更の経緯を理解しません。ああ、そういうことなのねと分かる説明ができたらいいいのかなと感じており、説明の仕方の工夫もあるのかと思っています。

繰り返しになりますけれども、私は、経済産業省企業活動基本調査がこうだから、今回本調査もこうするのだと感じられるところが読んでいて気になったところです。そうではなく、経済産業省企業活動基本調査でもデータ移送の取り止めはありましたが、ただこの統計でのメリットとしてこうだというのがないと非常にいいのかとは思っています。

以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございます。整理していただいて、次回御説明いただくということで。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 もちろんです。ありがとうございます。今の松村委員の御示唆は非常に腹落ちしたといいますか、私どもは、このメモは論点の回答という格好で作っているものですから、論点に忠実に回答していきまして、一般の方が、要するにどうなのかということに対するものにはなっていないということだと思っているので、それを分かりやすく、御回答いただく方にも分かるように、要するにこのようなことだと分かるような格好で整理させていただくことで承りました。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 一応全体を整理させていただきますと、今回の議論を踏まえたメリット・デメリットについて、どのような形にするかもこれから御相談になりますが、一応次回お示しする方向で、その上でこのような方向性でまとめるということまで、調査実施者と事務局と、それから部会長と御相談させていただいて、そこまで次回にお示しする形で、今回のこの論点については考えたいと思っておりますので、それでいかがでしょうか。

○菅部会長 それでは、そのように進めてください。大変充実した議論だったので、中身が濃かったと思います。

続いて、オンライン調査に関する見直しです。審査メモ9ページの②、オンライン調査を中心とする記載への見直しについて、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 続きまして、審査メモ9ページの②、オンライン調査を中心とする記載への見直しについて御説明いたします。

本調査では、オンライン回答を積極的に推進しているところ、直近の令和7年調査ではオンライン回答率が約8割に達していること、また現在、本調査では、調査対象のうち、政府統計オンライン回答サポート対象企業に対しては、前回調査でオンライン回答を行っているところに対しては、紙の調査票は配布せずにオンラインIDのみを送付するという、いわゆるオンライン先行方式を既に導入している状況を踏まえ、本件申請では、表6に記載しておりますとおり、調査計画の調査方法の記載について、オンライン調査を中心とする記載に変更することを計画しております。

なお、政府統計オンライン回答サポート対象企業といいますのは、表6の上に小さい字で注釈を入れておりますとおり、統計調査において悉皆対象になりやすい企業を中心に、独立行政法人統計センターが企業ごとの専任担当者を配置し、統計調査の回答支援等を行うものです。

続いて10ページの（イ）に進みまして、現在オンライン先行方式を導入しているのは

政府統計オンライン回答サポート対象企業のみですが、令和10年調査以降は、全ての企業等を対象に、オンライン先行方式を導入することを予定しているとのことです。

これにつきましては、論点を3つ設定しておりますが、論点aとして、現在、政府統計オンライン回答サポート対象企業にのみオンライン先行方式を導入している理由、論点bとして、政府統計オンライン回答サポート対象企業とそれ以外の企業等におけるオンライン回答率の推移、論点cとして、オンライン回答が困難な報告者に対してどのような対応を行っていくのか、そのような点について確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、各論点につきまして調査実施者から御回答をお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の22ページになります。まず論点aで、どのような考え方に基づくものかということです。企業調査支援事業の対象については、令和4年調査から経済構造実態調査と同時一体的に行っていますので、調査方法も経済構造実態調査と合わせて行っています。

回答率の推移ですけれども、表7のとおりでして、政府統計オンライン回答サポート対象企業は8割、9割に迫るということで、対象企業以外にも8割弱となっています。

あと、オンライン回答が困難な報告者に対しては、前回で紙だったところには、初回郵送物にオンライン回答のIDだけでなく紙も入れるなど回答者の状況に配慮することで、あと電子調査票の操作性の向上や引き続きのオンライン回答の勧奨などを通じて、回答率の向上に取り組みたいと考えています。

私どもの説明は以上です。

○菅部会長 ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

これは順調に上がっているということで、効果があると整理してよろしいのではないかと、それに対して対応できているということではないかと思えます。対応の困難な人に対してもきちんと対応していますということです。特に御異論があるようには見受けられませんので、御了承いただいたものとして整理したいと思います。

次に、審査メモ10ページ、(4)集計事項の変更につきまして、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、審査メモ10ページの(4)集計事項の変更を御覧ください。

まず(ア)のところですが、第1回部会で御審議いただきました調査事項の見直しに伴い、集計事項の整理を行うことを計画しているものでして、こちらについては、(イ)に記載のとおり、適当であると考えております。

続きまして(ウ)のところですが、本件申請では、集計表のうち、詳細な区分で集計した「分析表」について、利活用の低下した分析表を削減することとして、この結果、現在31表あるものから16表へ整理することを計画しております。

具体的には、i)産業細分類別の結果は、秘匿も多く、統計精度も粗い状況にあること、ii)中小企業に限定した分析表は、現在では、別調査の値が使用されており、引用が確認

できないことと、iii) 継続企業に限定した分析表は、e-Statでのダウンロード件数も少なく、利活用の実績も確認されていないことといった状況を踏まえたものです。

これにつきましては、11ページに移りまして、(エ)に記載しましたとおり、利活用状況等を踏まえ、利活用リスト掲載者に対して確認した上での対応とのことであり、おおむね適当と考えておりますが、論点を2つ設定しております。論点aとして、整理に当たっての考え方、論点bとして、調査事項の見直しにより集計区分が変更されることで、時系列での比較可能性に影響が生じる可能性があることから、当該影響をどのように整理しているかについて確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、各論点につきまして調査実施者から回答をお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の23ページを御覧いただければと思います。

まず論点aとしまして、集計事項の整理の考え方ですけれども、今回見直す集計表のうち、産業(223区分)の詳細な集計表の結果は、OECDに産業別結果を提供するに当たって、国際標準産業分類(ISIC)に組み換え可能となるよう、できるだけ詳細な産業部類で結果を作成するという意図があるのですけれども、詳細は詳細ですが、そのために実は副作用として秘匿も多くて、精度が粗くなっているということです。このため、OECDへの結果提供や、各省の利活用等、そのような具体的な利活用が確認できているものは残しますけれども、それができていないものについては整理することにさせていただければと思っています。

なお、※印で、細かいことですが、具体的な利活用が確認できていなくても、実は同じ表で大きい表の中に、企業以外の非営利・公的機関とか大学とか、これは悉皆対象なので、幾ら細かくても一応悉皆だということで、精度上の問題は小さい部分がある、そのような数値も掲載している集計表は、念のため残しておこうということでして、それ以外の企業だけを表章している表で、詳細でかつ具体的な利活用がないものについては、整理していいのではないかとということです。

2つ目の丸で、中小企業と継続企業の表ですけれども、中小企業の表は、現時点で具体的な利用がないということと、そもそも我々の調査では、資本金1,000万円未満のものは対象外で、中小企業といっても1,000万円未満の企業は入っていないので、中小企業の実態を見る上ではなかなか制約がある統計表だということです。

また、継続企業の統計表については、過去、母集団情報を数年おきに更新していたのですが、今は毎年更新しておりますので、このニーズも下がっており、用途もないので、整理していいのではないかとということです。

なお、これらを削除した場合にあっても、必要があれば二次的利用をする道もありますので、削除の影響はほとんどないのではないかと考えております。

次に論点bへの回答ですけれども、時系列への影響はないのかということです。今回、「特定目的別研究費」、「特定技術別研究費」は、企業Aだけではなくて企業Bにも拡大することで、時系列の段差が生じてしまうのですけれども、再掲として「うち資本金1億円

以上の全企業」、つまり企業Aを抜き出して再掲することで、従来の企業Aの数字ともつながるようにする工夫をしていきたいと思っております。

私どもの説明は以上です。

○**菅部会長** それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。

集計表の数が減るという話ですね。整理するという話で、いかがでしょうか。御意見、御質問等ありますでしょうか。

滝澤専門委員、よろしくお願いいたします。

○**滝澤専門委員** ありがとうございます。前回お休みさせていただいて、申し訳ありませんでした。

前回の議論と関係することで、質問というより意見なのですが、製品・サービス分野別の研究費の調査項目を削除する以上、それに対応する集計表を削除すること自体、整合的だと思うのですが、私の理解では、この変更によって企業の所属産業と研究開発の対象となる製品・サービス分野との関係を把握する集計が今後できなくなると思います。その点、私は個人的には非常に重要なポイントだと思っておりますので、過去に蓄積されたデータに関しましては、既存の集計表を引き続き利用できるようにするとともに、二次利用ですとか、そのようなものを通じて、産業と製品・サービス分野の関係を分析できる状態を維持していただければと思います。

以上です。

○**菅部会長** これはコメントとして承ったということによろしいでしょうか。

○**滝澤専門委員** はい、コメントです。

○**菅部会長** 本当におっしゃるとおりだと思います。せっかくここまで半世紀近く蓄積した情報があるのに、変な話ですが、これまで我々もきちんと使ってこなかったような感じがするのです。これだけ貴重な情報がこれだけ蓄積されてきたのに、もっともっと使えばよかったのにと思わなくもないので、大変貴重な提言だと思いますので、この点についてよろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、今、滝澤専門委員が御指摘いただいた、過去の蓄積をきちんと有効に使えるような状態で、二次利用についても御配慮いただきたいと思います。ということで、御了承いただいたということにしたいと思います。

それでは、次に参りたいと思います。審査メモ11ページ、(5) 調査の実施期間の変更につきまして、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○**永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** それでは、審査メモ11ページ、(5) 調査の実施期間の変更を御覧ください。

本調査の調査実施期間については、報告者が、回答の作成に当たって、様々な部門との調整を要することを踏まえ、5月中旬から7月中旬と設定しておりますが、政府統計オンライン回答サポート対象企業については、独立行政法人統計センターのサポートにより短期間で正確な回答ができる環境が提供されていることが見込まれることから、同時・統一的に実施している、経済構造実態調査の実施スケジュールに合わせて、「5月中旬～6月

下旬」と期限を少し早めに設定していたところです。今回、この6月下旬という期限について、ほかと合わせて7月中旬に延長することを計画しております。

これについては、企業の繁忙期と重なることから、当該期限の延長の要望が寄せられていることを踏まえた報告者負担への配慮であること、また同時・統一的に実施している経済構造実態調査においても、この部会で審議いただいたものですが、令和9年調査から回答期限を7月中旬に延長するため、整合性の観点からも、おおむね適当と考えております。

こちら、12ページになりますが、論点を2つ設定しております。論点aとして、これまで回収期限までに回答できなかった要因と、回収期限を延長することでその要因が軽減されるかどうか、論点bとして、調査結果の公表期日に影響することはないかについて確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、各論点につきまして調査実施者から御回答をお願いします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料は24ページになりますが、まず1つ目の丸で、経済構造実態調査と全く同じなのですけれども、これまで6月末の回収期限までに回答がなかった企業の事情は様々でしょうけれども、繁忙期なので7月にさせてほしいという連絡を一定数いただいているところです。ですので、回収期限を経済構造実態調査も7月中旬までとさせていただきましたので、同じにして、このような事情を抱える企業の繁忙期を回避するということで考えております。

また、公表期日への影響ですけれども、提出された回答から順次審査・集計プロセスに取り込みますので、かつ、実は令和3年以前は全部7月中旬が回答期限だったので、元に戻るということなので、回答期限の延期による公表期日への影響はないものと考えております。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

これは負担が軽くなるという話だと思いますので、それで公表も遅れないということなので、特に御異論もないのではないかと思います。

これにつきましては御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

それでは、まだ少しだけ時間がありますので、次に入りたいと思います。審査メモの12ページ、(6)公表の方法の変更につきまして、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは審査メモの12ページ、(6)公表の方法の変更を御覧ください。

本調査は、これまで調査結果をe-Stat及び印刷物で公表していたところですが、本件申請では印刷物による公表を廃止することを計画しております。

これについては、調査結果がe-Stat及び総務省ホームページに公表されていることから、利用者への影響も小さいものと想定され、特段の問題はないものと考えておりますが、論点を一つ設定しております。これまで印刷物で公表していたものは全てインターネット上に公表されているかという点については、念のために確認する必要があるものと考えて

おります。

事務局からの説明は以上です。

○**菅部会長** それでは、論点につきまして調査実施者から御回答をお願いいたします。

○**山形総務省統計局統計調査部経済統計課長** 資料の24ページに書いてあるとおりですが、統計表はe-Statに載せていますし、その他の要約、概要等はホームページに載せているということです。

○**菅部会長** これまでと同じようなものが公表されるということでよろしいでしょうか。これにつきまして御意見、御質問等がありますでしょうか。

印刷物がなくなるのは時代の趨勢だとは思いますが、これは、印刷物を全く作らないのですか。例えば、保存用に統計局の中では何か作って残すとか、そのようなことはしているのですか。そのようなことはしないのですか。

○**山形総務省統計局統計調査部経済統計課長** そこは今後ですけれども、少なくとも公表のためにマストで作るということは考えていなくて、ただ事務的な資料として何を残すかはまた少し検討かなと思っています。

○**菅部会長** よくあるのは、電子媒体は意外と消える可能性が高いですので、メディアが変わって、例えば昔MOに保存していたものが全部消えて読めなくなったとかあるのですが、そのような意味で紙媒体を何らかしら残しておいた方がいいという意見はないわけではないのですね。

○**山形総務省統計局統計調査部経済統計課長** ここは公表のときの規律として、e-Statに出すことと、印刷物で出すことがマストになっているということを削ったとしても、何かしら印刷物を作ることを排除されているわけではないので、そこは我々の工夫の次第かなと思います。

○**菅部会長** 少し思うのは、例えば印刷物にすれば、1セットは必ず国会図書館に残るじゃないですか。そのような仕組みがなくなってしまうわけです。要するに情報の保存という意味であって、確か国会図書館は東日本と西日本に1つずつあって、どちらかがなくなっても残るようになっている、そのような仕組みになっていると思うのですけれども、紙媒体での保存の在り方という、要するに電子媒体が全部何らかの事情で駄目になったときのバックアップを考えた方がいいかもしれないですね。これは少し大きな話で、どちらかというと、この統計に限らない話だと思うのですけれども。

それでは、これにつきましても、問題ないように思われますので、御了承いただけたのではないかと思います。

それで、今、時間が52分ですので、ここで審議を終了しまして、議事を事務局にお返ししたいと思います。

○**永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 事務局です。それでは、事務局から御連絡をさせていただきます。

次回の部会は、8月3日月曜日15時から開催いたします。次回もウェブとの併用での開催を予定しております。

なお、本日の部会審議の内容について、追加の御質問やお気づきの点等がございました

ら、7月23日木曜日17時までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、本日の部会の議事録については、事務局で作成次第、メールにて御照会させていただきますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 すみません、1点、事務局越からですけれども、本日は通信状況が少し悪くて、委員の御意見が聞き取れなかった部分などがございました。一応、議事の進行には問題がなかったと考えておりますけれども、議事録を作成する際に、どのような内容をお話しされたのかも含めて、個別に御照会させていただくこともあるかと思っておりますので、その際は、御面倒だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。すみません、途中で失礼いたしました。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の部会は終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。